

27 関経 第 215 号  
平成 28 年 1 月 25 日  
(最終改正 令和 4 年 4 月 1 日)

# 低入札価格調査マニュアル

(施工体制確認・履行确实性の審査)

令和 4 年 4 月

関東森林管理局

## 目 次

- 1 目的
  - 2 調査の適用対象
  - 3 調査基準価格の設定
  - 4 有資格者への周知
  - 5 入札の執行
  - 6 調査の実施
  - 7 調査実施結果後の措置
  - 8 契約審査委員の審査
  - 9 財務大臣及び会計検査院等への書面の提出
  - 10 実効性の担保
  - 11 調査結果の報告
  - 12 調査結果の公表
  - 13 特別重点調査
  - 14 入札説明書の低入札価格調査に関する記載事項
  - 15 その他
- 別 紙 「低入札価格調査フローチャート」
- 「施工体制確認型落札予定者の確定フローチャート」
  - 「調査等業務の落札予定の確定フローチャート(履行確実性を評価する場合)」
  - 「調査等業務の落札者決定フローチャート(品質確保基準価格による場合)」
- 様式等 追加資料提出要請文等作成例 1～17
- 様式1～19(工事)
  - 様式1～10(調査等業務)

## 1 目的

本マニュアルは、関東森林管理局における工事請負、調査等業務請負(以下「工事等」という。)の契約等について確実な履行を図る観点から、会計法(昭和22年3月31日付け法律第35号)等、以下の関係法令等の規定に基づき、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合に実施する調査(以下「低入札価格調査」という。)について、その具体的な取扱等を定めたものである。

なお、低入札価格調査に先立って行う、施工体制確認・履行確実性の審査についても、その具体的な取扱等を定めたものである。

また、低入札価格調査及び施工体制確認・履行確実性の審査の流れについては、別紙のフローチャートによるものとする。

### 【関係法令等】

- (1) 会計法(昭和22年3月31日付け法律第35号)
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年4月30日付け勅令第165号)(以下「予決令」という。)
- (3) 予算決算及び会計令第85条の基準について(平成6年4月19日付け6経第527号農林水産事務次官依命通知)(以下「事務次官通知」という。)
- (4) 予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて(平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知)(以下「官房経理課長通知」という。)
- (5) 国有林野事業における予算決算及び会計令第85条の基準の取扱い等について(平成25年3月28日付け24林国管第180号管理課長通知)(以下「24林国管第180号管理課長通知」という。)
- (6) 森林土木工事に係る品質確保対策の充実等について(平成23年2月21日付22林国管第107号管理課長通知)(以下「22林国管第107号管理課長通知」という。)
- (7) 森林土木工事の調査・設計等業務に係る品質確保対策の充実等について(平成23年11月17日付23林国管第96号管理課長通知)(以下「23林国管第96号管理課長通知」という。)

## 2 調査の適用対象

### (1) 対象工事等

ア 低入札価格調査の対象は、一契約に係る予定価格が1,000万円を超え、契約者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準(以下「調査基準価格」という。)が定められているすべての工事等とする。

【会計法第29条の6第1項、予決令第84条・85条、事務次官通知】

イ 施工体制確認の審査の対象は、工事の一契約に係る予定価格が1,000万円を超え、施工体制確認型総合評価落札方式による入札を実施したものとする。

ウ 履行確実性の審査の対象業務については、次のとおりとする。

- (ア) 林道事業については、予定価格による設定は設けないものとし、
  - 一 希少野生動植物の存在が明らかな地域における新設に係る調査・測量・設計
  - 二 橋梁・トンネルの新設に係る調査・測量・設計
  - 三 林道新設に係る調査・測量・設計(林道と同様に請負工事により開設する作業道を含む)
- (イ) 治山事業については、予定価格が500万円以上とし、
  - 一 全体計画調査
  - 二 地すべり機構調査(地震・火山・地すべり等で検討委員会等を設置するもの)
  - 三 流域別調査

四 治山工事に係る調査・測量・設計（地質調査を実施したうえで工法等を決定するなど、設計条件の検討を伴うもの）

五 保安林管理道等の新設に係る調査・測量・設計

エ 森林土木工事において、極端な低価格による受注が行われた場合、工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などが懸念され、適切な工事の履行が確保されないおそれがあることから、制度対象工事以外（予定価格1,000万円未満）の工事についても、基準額を算出し、低入札価格調査を受けたものとの契約と同じく、前金払いの縮減及び契約の保証金の増額並びに現場代理人の増員の義務を負わせるものとする。

【22 林国管第 107 号管理課長通知】

また、調査等業務は、予定価格が100万円以上1,000万円未満のものについても、基準額を算出し、低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務と同一の義務を負わせるものとする。

【23 林国管第 96 号管理課長通知 2(1)】

## (2) 調査対象者

低入札価格調査は、調査基準価格を下回った入札者のうち、最低入札価格提示者に対して適用する（以下「調査対象者」という。）。

また、総合評価落札方式を適用する場合において、評価値の最も高い者が調査基準価格を下回るときは、その者を調査対象者とする。

なお、上記の調査対象者が調査の結果、落札者とならなかった場合において、次の順位の者が調査基準価格を下回っている場合は、その者を新たに調査対象者とする。

【予決令第 86 条第 1 項、官房経理課長通知 1(1)】

## 3 調査基準価格の設定

契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、対象工事等(1,000万円以上)に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、計算書等により調査基準価格を算出するものとする。

【予決令第 85 条、官房経理課長通知 3(1)】

また、予定価格が100万円を超え1,000万円未満の調査等業務の請負を競争に付そうとするときは、品質確保の観点から定めた価格（以下「品質確保基準価格」という。）を予決令第 85 条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

【23 林国管第 96 号管理課長通知】

なお、森林土木工事において、予定価格が1,000万円未満の工事の請負を競争に付そうとするときは、調査基準価格に準じて算出した額（以下「基準額」という。）を算出するものとする。

【22 林国管第 107 号管理課長通知】

## (1) 調査基準価格の算定

ア 工事の請負契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする

- (ア) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (イ) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (ウ) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (エ) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

イ 次の業種区分の欄に掲げる業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の請負契約ごとに10分の6から10分の8まで（測量にあっては請負契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査にあっては請負契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、建設コンサルタント等業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量及び地質調査を除く請負契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量の請負契約にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査の請負契約にあっては、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

【官房経理課長通知2(2)・(3)、管理課長通知第2-1・2・3】

業種区分	①	②	③	④
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建設コンサルタント（建築に関するもの）及び建築士事務所	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント（土木関係のもの）及び計量証明	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
土地家屋調査、補償コンサルタント、不動産鑑定及び司法書士	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

ウ ア又はイにより算定しがたい場合等については、工事は10分の7.5から10分の9.2まで、建設コンサルタント等業務（測量及び地質調査を除く。）は10分の6から10分の8まで、測量は10分の6から10分の8.2まで、地質調査は3分の2から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合とする。

#### <留意事項>

- ・ 上記ア(イ)の「一般管理費」は、治山・林道工事にあっては、「森林保全整備事業設計積算要領」の第4の1の(3)に定める「一般管理費等」を含むものとする。
- ・ 上記イの地質調査業務については、一般調査も含まれるものとする。
- ・ 一般調査について、基準における具体の割合の算定に当たっては、地質調査業務における算定方法を準用し、表①、②及び④に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

- ・ 上記イの表中「直接経費」は、建設コンサルタント(土木関係のもの)の場合に限り「森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領」第6の2の(1)で準用する第4の2の(1)のイの(7)のbに定める「労務費」も含むものとする。
- ・ 上記イの業種区分「土地家屋調査、補償コンサルタント、不動産鑑定及び司法書士」は、建設コンサルタント等業務の「8 その他」の業務のうち不動産鑑定及び司法書士業務の契約が該当となる。

【官房経理課長通知2(4)、管理課長通知 第1・2・3】

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

上記3(1)により算出した調査基準価格は、予定価格が記載された行の下に「(調査基準価格 ○○円)」と記載し、さらに当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格の100/110 ○○円)」と記載するものとする。

【官房経理課長通知3(1)】

4 有資格者への周知

この制度の円滑な運用を図るため、契約担当官等は、入札公告等に次の事項を明示するとともに、現場説明及び入札執行の際に説明し問題が生じないように配慮するものとする。

- (1) 予決令85条及び86条の基準があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法に関すること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札価格提示者(総合評価札方式の場合は評価値が最も高い者)であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力すべきこと。

【官房経理課長通知3(2)】

5 入札の執行

開札の結果、調査基準価格を下回る入札書の提出が行われた場合、入札執行者は、入札参加者に対し「保留」を宣言し、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により、落札者を後日決定する旨を告げて入札を終了する。

なお、この場合、速やかに入札筆記書(総合評価の場合は入札調書で可)の写しを森林管理局経理課(契約適正化専門官)へ提出し、報告するものとする。

【官房経理課長通知3(3)】

6 調査の実施

契約担当官等は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者により、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容で調査対象者に対して資料の徴収及び必要に応じて事情聴取を行うとともに、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

なお、調査にあたっては、森林管理局事業担当原課及び経理課と連携の下に実施するものとする。

(1) 資料の提出依頼、提出期限等

ア 施工体制確認型総合評価落札方式による工事の入札の場合

(7) 施工体制確認のための追加資料

契約担当官等は、入札終了後、調査対象者に対し速やかに調査を行うこととし、書面(作成例1)によりその旨調査対象者に伝えるとともに、原則として当該連絡を行った日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、追加資料の提出を求めるものとする。

(4) 低入札価格調査のための説明資料

契約担当官等は、施工体制確認のためのヒアリング実施後、調査対象者に対し速やかに調査を行うこととし、書面（作成例 2）によりその旨調査対象者に伝えるとともに、原則として当該連絡を行った日の翌日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に、説明資料の提出を求めるものとする。

イ 総合評価落札方式で履行確実性を評価する調査等業務の入札の場合

(7) 履行確実性の審査・評価のための追加資料

契約担当官等は、入札終了後、調査対象者に対し速やかに調査を行うこととし、書面（作成例 3）によりその旨調査対象者に伝えるとともに、原則として当該連絡を行った日の翌日から起算して 3 日以内（休日を除く。）に、追加資料の提出を求めるものとする。

(1) 低入札価格調査のための説明資料

契約担当官等は、履行確実性のためのヒアリング実施後、調査対象者に対し速やかに調査を行うこととし、書面（作成例 4）によりその旨調査対象者に伝えるとともに、原則として当該連絡を行った日の翌日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に、説明資料の提出を求めるものとする。

ウ 価格競争（品質確保基準価格を下回った場合）による調査等業務の入札の場合

契約担当官等は、入札終了後、対象者に対し速やかに義務付けの確認を行うこととし、書面（作成例 5）によりその旨を対象者に伝えるとともに、原則として当該連絡を行った日の翌日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に、確認資料の提出を求めるものとする。

エ 上記の資料提出後の差し替え及び再提出については、契約担当官等が必要と認められた場合のみとし、それ以外は認めないものとする。

なお、提出期限までに記載要領に従った資料等を提出しない、事情聴取に応じないなど調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれない、或いは記載漏れ等不備が認められた場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

(2) 適正な履行確保の基準

調査は、提出資料等の内容を総合的に検討し、次のアの基本的判断基準からなる適正な履行確保の基準を満たしているかどうかを確認する。確認の結果、基本的判断基準のいずれかを満たしていない場合、調査対象者は契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものとする。

ア 低入札価格調査は、(7)の基本的判断基準の確認にあたり、(1)の数値的判断基準のいずれかを満たしていない場合は、より厳格な確認調査を行うため、書面（作成例 6-1）により 6 (7)の追加の資料の提出を求めるものとする。

なお、説明資料の追加資料の提出期限は、連絡を行った日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に、資料を提出するよう求めるものとし、提出期限までに記載要領に従った資料等を提出しない、事情聴取に応じないなど調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

(7) 基本的判断基準

- 一 当該入札が、適正な見積等に基づく結果であること。
- 二 数量は、設計図書等に計上した設計数量を満足していること。
- 三 安全性、設計仕様等を満足していること。
- 四 法定福利費の金額が法定以上となっていること。
- 五 労務費は全て法定最低賃金を満たしていること。
- 六 資材等の見積額の計上が適切であること。
- 七 労務者の確保計画及び配置予定が適切であること。
- 八 工事費内訳明細書等に違算等がある場合、不足総額が当該入札者の一般管理費計上額以上でないこと。

- 九 配置予定の主任技術者等が契約対象工事等に実際に配置できること。
- 十 低入札価格調査に際し誠実で協力的であること。
- 十一 低入札価格調査提出資料に不備が無いこと。
- 十二 虚偽記載等が無いこと。
- 十三 上記の他、適正な工事等の履行がされないおそれがないと認められること。

(イ) 数値的判断基準

- 一 数値的判断基準調査表に示す評定点が以下の事項を満たすこと。
  - ① 入札・積算価格に関する評価点の合計が10点以上であること。
  - ② 経営状況に関する評価点の合計が10点以上であること。
- 二 森林管理局・署等が発注した工事等で、調査資料の提出を依頼した日を基準として、前々年度の4月1日から前年度の3月31日(過去2年度間)において、以下の事項を満たすこと。
  - ① 調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引き渡し完了した工事等がある場合は、当該工事等に係る成績評定点が65点未満でないこと。
  - ② 2回以上(工事等の案件1件につき1回)の低入札価格調査を受けていないこと。

(3) 調査項目及び徴収資料等

ア 工事の入札の場合

表 紙	提出時の鑑文
・施工体制確認型総合評価落札方式における追加資料の提出について	・作成例 1-1 ・作成例 1-2 ・作成例 1-3
・低入札価格調査に係る説明資料の提出について	・作成例 2-1 ・作成例 2-2
・低入札価格調査に係る説明資料の追加の提出依頼について	・作成例 6-1 ・作成例 6-2
調査項目	徴収資料
1 当該価格で入札した理由	・様式 1
2 積算内訳書	・様式 2-1
3 明細書(共通仮設費及び現場管理費の内訳も記載すること)	・様式 2-2
4 一般管理費等の内訳書	・様式 2-3
5 コスト縮減額調書	・様式 3
6 下請予定業者等一覧表	・様式 4
7 配置予定技術者名簿	・様式 5
8 契約対象工事現場付近における手持ち工事の状況	・様式 6-1
9 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況	・様式 6-2
10 契約対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫等との関係	・様式 7
11 手持ち資材の状況	・様式 8-1
12 資材購入予定先一覧表	・様式 8-2
13 手持ち機械数の状況	・様式 9-1
14 機械リース元一覧	・様式 9-2
15 労務者の確保計画	・様式 10-1



16 工種別労務者配置計画	・様式 10-2
17 建設副産物の搬出地	・様式 11
18 建設副産物の搬出先及び資材等の搬入に関する運搬計画書	・様式 12
19 品質確保体制(品質管理のための人員体制)	・様式 13-1
20 品質確保体制 (品質確保計画書)	・様式 13-2
21 品質確保体制 (出来形管理計画書)	・様式 13-3
22 安全衛生管理体制 (安全衛生教育等)	・様式 14-1
23 安全衛生管理体制 (点検計画)	・様式 14-2
24 安全衛生管理体制 (仮設置計画)	・様式 14-3
25 安全衛生管理体制 (交通誘導員配置計画)	・様式 14-4
26 信用状況の確認	・様式 15(署等の担当者が作成する)
27 施工体制台帳	・様式 16
28 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者	・様式 17
29 過去に受けた低入札価格調査対象工事	・様式 18
30 誓約書	・様式 19
31 経営内容	・財務諸表
32 その他	・契約担当官が必要と認める資料

イ 調査等業務の入札の場合

表 紙	提出時の鑑文
・履行確実性の審査・評価のための追加資料の提出依頼について	・作成例 3-1 ・作成例 3-2 ・作成例 3-3
・低入札価格調査の説明資料及び契約を締結する場合の受注者義務に関する資料の提出依頼について	・作成例 4-1 ・作成例 4-2
・品質確保基準価格を下回った場合の受注者の義務の確認資料の提出依頼について	・作成例 5-1 ・作成例 5-2
調査項目	徴収資料
1 当該価格により入札した理由	・様式 1
2 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書積算内訳書	・様式 2
3 一般管理費等内訳書	・様式 2-1
4 当該契約の履行体制	・様式 3
5 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況	・様式 4
6 手持ち業務の人工	・様式 4-1
7 配置予定技術者名簿	・様式 5
8 直接人件費内訳書	・様式 5-1(過去3ヶ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し)

9 手持ち機械等の状況	・様式 6(測量業務及び地質調査業務に限る)
10 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者	・様式 7
11 過去に受けた低入札価格調査対象業務	・様式 8
12 誓約書	・様式 10
13 経営状況、信用状況、建設コンサルタント登録等における削除等の履歴の確認	・様式 9(署等の担当者が作成する)
14 経営内容	・財務諸表
15 その他	・契約担当官が必要と認める資料

#### (4) 調査実施の留意点

各調査項目の調査に当たっては、以下の点に留意して調査するものとする。

##### ア 工事の場合

##### (7) その価格により入札した理由及び積算内訳

当該入札価格の積算内訳について以下の調査を行い、当該入札価格により当該工事の安全で良質な施工等が可能かを確認する。

##### 一 仕様及び数量

- ① 入札金額と一致した積算内訳となっているか。
- ② 入札時に提出された内訳書と整合性がとれているか。
- ③ 数量総括表に対応する積算内訳になっているか。
- ④ 設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っているか。
- ⑤ 指定の数量によって積算されているか。
- ⑥ 指定の工法等によって施工等することとしているか。

##### 二 資材単価、労務単価又は市場単価

- ① 資材単価の積算根拠の確認を行う。
- ② 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であるかを確認する。

##### 三 共通仮設費

運搬費、準備費、安全費、技術管理費、修繕費などの計上内容について確認し、発注者の価格に比し相当程度低いと認められた場合は、当該価格の設定理由について確認を行う。

##### 四 現場管理費

租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などの計上内容について確認し、発注者の価格に比し相当程度低いと認められた場合は、当該価格の設定理由について確認を行う。

##### 五 一般管理費等

法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約補償費などの計上内容について確認し、発注者の価格に比し相当程度低いと認められた場合は、当該価格の設定理由について確認を行う。

##### 六 コスト縮減額

コスト縮減前及びコスト縮減後の金額について、積算根拠の確認を行う。

##### (イ) 下請予定業者等一覧表

- 一 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について、該当工事において使用する機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別に会社単位で記載されていることを確認する。

- 二 様式 8-1、様式 8-2、様式 9-1、様式 9-2、様式 10-1 に記載されている内容に対応しているか確認する。
- (ウ) 配置予定技術者名簿
- 一 配置予定技術者名簿について、調査対象者との雇用関係の確認を健康保健証等の写しにより確認する。
- 二 主任技術者、監理技術者及び現場代理人について、配置予定を確認し、他の手持工事等の状況との関係を確認する。
- (エ) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- 契約対象工事現場付近における手持ち工事等の状況から、間接費等の縮減が可能であるか確認する。
- 【具体例】 営業損料、現場管理費の縮減が可能である。
- (オ) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- 契約対象工事等に関連する手持ち工事等の状況から、間接費等の縮減が可能であるか確認する。
- 【具体例】 営業損料、現場管理費の縮減が可能である。
- (カ) 契約対象工事等箇所と調査対象者の事業所、倉庫等との関係
- 一 監督業務及び資機材運搬・管理費等において、地理的条件等を鑑み、経費等の縮減が可能かどうかを確認する。
- 二 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるのかを確認する。
- (キ) 手持ち資材の状況
- 手持ち資材を当該工事等で活用している場合は、具体の数量・活用方法等及び低価格との関連性について確認する。
- 【具体例】
- ① 仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他二次製品を活用する。
  - ② コンクリート用型枠等を活用する。
  - ③ 安全管理資材を保有している。
  - ④ 当該工事等に関連する手持ち資材の活用に優位性がある。
- (ク) 資材購入予定先一覧
- 当該工事等で使用する資材が低価格で調達が可能であるかを確認する。
- 【具体例】
- ① 手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。
  - ② 系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。
  - ③ 永年にわたり取引がある。
- (ケ) 手持ち機械の状況
- 当該工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、管理状況等を確認する。
- 【具体例】
- ① 手持ちの機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。
  - ② 資産償却が終わっており、損料が不要となる。
  - ③ 系列会社からの取引又は系列会社以外から長年にわたり取引がある。
- (コ) 機械リース元一覧
- 当該工事においてリースによる機械を使用予定している場合は、リース元との取引実績がある単価以上の金額等現実的な支払予定額となっているか確認する。
- (カ) 労務者の確保計画等
- 労務者の確保計画及び配置計画の内容について、以下の調査を行う。
- 一 労務者について、確保計画及び配置計画によって適切な施工等が可能であるかを確認する。

- 二 労務者について、自社の者を従事させることとなる場合には、名簿及び雇用関係を示す資料（健康保険証の写し等）の提出を求め、雇用関係及び資格等を確認する。
- 三 配置計画においては、当該工事において必要な職種が記載されていることを確認する。
- (シ) 建設副産物の搬出地  
当該工事において発生するすべての建設副産物について、受入れ予定会社との取引実績の単価以上の金額等現実的な支払予定額となっているか確認する。
- (ス) 建設副産物の搬出先及び資材等の搬入に関する運搬計画書  
建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等について、直接運搬に関する契約締結を予定している運搬業者との取引実績の単価以上の金額等現実的な支払予定額となっているか確認する。
- (セ) 品質管理のための人員体制  
工事の品質管理を行うための諸費用を見込んでいるか確認するとともに、様式 2-2 のいずれかに計上しているか確認する。
- (ソ) 品質管理計画書  
工事の品質確保のための各種試験に要する諸費用見込んでいるか確認するとともに、様式 2-2 のいずれかに計上しているか確認する。
- (タ) 出来形管理計画書  
工事の品質確保のための出来形管理の検査に要する諸費用見込んでいるか確認するとともに、様式 2-2 のいずれかに計上しているか確認する。
- (チ) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等・点検計画・仮設設置計画・交通誘導員配置計画）  
一 安全教育、安全訓練活動にかかる諸費用を見込んでいるか確認するとともに、様式 2-2 のいずれかに計上しているか確認する。  
二 危険箇所の点検にかかる諸費用を見込んでいるか確認するとともに、様式 2-2 のいずれかに計上しているか確認する。  
三 安全のための仮設備にかかる諸費用を見込んでいるか確認するとともに、様式 2-2 のいずれかに計上しているか確認する。  
四 交通誘導員の配置に要する費用を確認する。  
なお、現場安全衛生管理組織表、緊急時の連絡体制、安全管理計画、安全訓練活動計画等の安全管理体制が確立されているかについても確認する。
- (ツ) 信用状況の確認  
建設業法等違反の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延状況の有無、過去 5 年間の法令遵守違反などによる処分等の有無を確認する。
- (テ) 施工体制台帳及び過去に施工等した工事名及び発注者  
一 調査資料の提出を依頼した日を基準として、3 年前の 4 月 1 日から前年度 3 月 31 日まで（過去 3 年度間）に施工した工事について、その契約書、施工体制台帳、完成結果通知書及び請負代金内訳書等の写しの提出を求め、内容を確認する。  
二 当年度を含む過去 3 年間に施工した工事について、工事成績評定を確認する。
- (ト) 過去に受けた低入札価格調査の状況  
調査資料の提出を依頼した日を基準として、前々年度の 4 月 1 日から前年度の 3 月 31 日まで（過去 2 年度間）に受けた低入札価格調査対象工事等について、記載内容及び当該工事等に係る工事成績評定点等を確認する。
- (タ) 経営内容  
一 直近の財務諸表の提出を求め、自己資本額、資産、経常利益額、売上高（完成工事高）等を調査し、経営状態が著しく悪化していないかを確認する。

二 信用調査機関における信用情報の有無について確認する。

(二) その他

その他として、誓約書記載事項の関係書類の提出等について、当方が示した事項等の記載となっているか確認する。

イ 調査等業務の場合

(7) その価格により入札した理由及び積算内訳

当該入札価格の積算内訳について以下の調査を行い、当該入札価格により当該業務の適切な実施及び成果物の品質の確保等が可能かを確認する。

一 仕様及び数量

- ① 入札金額と一致した積算内訳となっているか。
- ② 入札時に提出された内訳書と整合性がとれているか。
- ③ 数量総括表に対応する積算内訳になっているか。
- ④ 設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っているか。
- ⑤ 指定の数量によって積算されているか。

二 資材単価、労務単価又は市場単価

- ① 資材単価の積算根拠の確認を行う。
- ② 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であるかを確認する。

三 直接経費

調査等の実施に直接必要な経費で、旅費交通費、材料費、事務用品費、機械器具損料、水道光熱電気料、外注費、報告書作成費などの計上内容について確認し、発注者の価格に比し相当程度低いと認められた場合は、当該価格の設定理由について確認を行う。

四 間接経費

調査等の実施に必要となる経費で、運搬費、労務者輸送費、準備費、仮設費、安全費、借地費、施工管理費、営繕経費などの計上内容について確認し、発注者の価格に比し相当程度低いと認められた場合は、当該価格の設定理由について確認を行う。

五 現場管理費、一般管理費等

現場管理費は、受注者が現場での管理業務等処理するために必要な経費で、一般管理費等には、受注した会社等の本店及び支店における経費のうち、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、水道光熱電気料、減価償却費、保険料、雑費及び会社等を継続的に運営するための経費として、法人税、地方税、支払保証料などの計上内容について確認し、発注者の価格に比し相当程度低いと認められた場合は、当該価格の設定理由について確認を行う。

(4) 当該契約の履行体制

一 再委託を行う予定がある場合は、再委託の相手先ごとに、相手方名、再委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び理由が記載されていることを確認する。

なお、予定金額を確認するため、すべての再委託先からの見積書を確認すること。

二 調査基準価格を下回る価格で契約した者に対し、第三者による照査の実施が義務付けられている業務である場合は、第三者照査の実施予定先が記載されているか、第三者照査の実施予定先からの見積書があるか確認する。

三 測量業務及び地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者を定めているか確認する。

(5) 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

配置を予定する技術者(第三者照査技術者を含む。)ごとに、契約金額 100 万円以上の手持ちの建設コンサルタント業務等すべて記載されているか確認する。

- (イ) 手持ち業務の人工  
配置を予定する技術者(第三者照査技術者を含む。)ごとに、様式 4 で記載した手持ち業務の作業項目の区分別で、期間別の計画人工数(日数)が記載されているか確認する。
- (オ) 配置予定技術者名簿  
配置を予定する技術者(第三者照査技術者を含む。)について、調査対象者との雇用関係の確認を健康保健証等の写しにより確認する。
- (カ) 直接人件費内訳書  
配置を予定する技術者(第三者照査技術者を含む。)ごとの直接人件費の内訳として記入された、調査対象業務の直接人件費を確認するために、過去 3 ヶ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し(様式 5-1 に記載した年収が確認できる範囲)及び過去 3 ヶ月分の法定福利費の事業者負担分が確認すること。
- (キ) 手持ち機械等の状況(測量業務及び地質調査業務に限る。)  
当該業務において使用を予定している、自社又は再委託先が保有している機械等を確認する。  
当該業務において使用する予定の機械等を、リースにより使用予定の場合には、リースを受けようとする予定業者を確認する。
- (ク) 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者  
調査資料の提出を依頼した日を基準として、3 年前の 4 月 1 日から前年度 3 月 31 日まで(過去 3 年度間)に履行した建設コンサルタント業務について、その契約書の写し及び業務成績評定通知書の写しの提出を求め、内容を確認する。
- (ケ) 過去に受けた低入札価格調査の状況  
調査資料の提出を依頼した日を基準として、前々年度の 4 月 1 日から前年度 3 月 31 日まで(過去 2 年度間)に受けた低入札価格調査対象業務について、記載内容及び当該建設コンサルタント業務に係る業務成績評定点等を確認する。
- (コ) 経営内容  
一 直近の財務諸表の提出を求め、自己資本額、資産、経常利益額、売上高(完成工事高)等を調査し、経営状態が著しく悪化していないかを確認する。  
二 信用調査機関における信用情報の有無について確認する。
- (カ) 信用状況の確認  
賃金不払いの有無、再委託会社への代金の支払遅延の有無、過去 5 年間の法令遵守違反などによる処分等の有無を確認する。
- (シ) その他  
その他として、契約担当官が必要と認める関係書類の提出があった場合には、その内容等を確認する。

【官房経理課長通知 3(4)】

- (5) 関係機関への照会  
ア 上記 6(3)のアの 28 及びイの 10 の成績状況  
イ 経営状況(取引金融機関、保証会社等)  
ウ 信用状況等(建設業法等違反の有無、賃金不払い及び下請代金の支払遅延状況等の有無、再委託会社への代金の支払遅延の有無)  
エ その他必要な事項

【官房経理課長通知 3(4)】

- (6) 契約担当官等は、上記の調査結果等に基づき「低入札価格調査の実施概要」(作成例 8)、「積算内訳対照表」(作成例 9)及び「数値的判断基準調査表」(作成例 10)を作成するものとする。  
なお、調査対象者が上記 6(1)に該当し、「無効」とした場合は作成例 11 により報告するものとする。

- (7) 契約担当官等は、上記 6(2)に示す数値的判断基準のいずれかを満たしていない場合は、下記の資料を提出するよう求めるものとし、より厳格な確認調査を行うものとする。(作成例 6-1)
- ア 積算内訳書等(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む)に関する見積等積算根拠を示す資料(様式 2-1~2-3 関連)
  - イ 手持資材に関する数量、保管状況等を確認できる写真(様式 8-1 関連)
  - ウ 低価格で購入可能な資材がある場合は、販売店等の作成した見積書(様式 8-2 関連)
  - エ 経費縮減効果の高い手持機械の写真(様式 9-1 関連)
  - オ 賃金台帳
  - カ 過去 3 ヶ年の財務諸表(既に提出されている年度分は除く)
  - キ 資料提出時における社員すべての名簿(現場労務者を含む)

## 7 調査実施結果後の措置

- (1) 当該工事等の契約内容に適合した履行がされると認められる場合  
契約担当官等は、低入札価格調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに調査対象者に落札した旨を通知(作成例 12-1)するとともに、他の入札者全員に対しその旨を知らせる(作成例 12-2)ものとする。

【官房経理課長通知 3(5)】

- (2) 当該工事等の契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合  
契約担当官等は、低入札価格調査の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査の結果及び意見を記載した書面及び徴収資料一式を添えて、関東森林管理局契約審査委員(総務企画部長、計画保全部長及び森林整備部長)に意見を求めなければならない。(作成例 15)

【予決令第 86 条第 2 項、官房経理課長通知 3(6)】

- (3) 調査対象者の入札が無効な場合  
上記 6(1)に該当し、調査対象者の入札を無効としたときは、調査対象者に対して入札を無効とした旨の通知(作成例 14-1)を、繰り上げで 1 番札となった者に対しては落札者となった旨の通知(作成例 14-2)をするとともに、その他の入札参加者に対しては調査対象者の入札が無効となったことにより最低価格で入札した(総合評価落札方式の場合は「評価値が最も高い」)者が落札者となった旨を知らせる(作成例 14-3)ものとする。

【予決令第 86 条第 2 項、官房経理課長通知 3(6)】

## 8 契約審査委員の審査

- (1) 審査及び意見の表示  
契約審査委員は、契約担当官等から意見を求められたときは、審査を行い書面(作成例 16)により意見を表示し回答するものとする。この場合の意見は多数決によるものではなく、個別の意見を表示するものとする。  
なお、契約審査委員の審査に関する森林管理局の事務は経理課(契約適正化専門官)が担当するものとする。

【予決令第 87 条、官房経理課長通知 3(7)】

- (2) 契約審査委員の意見に基づく落札者の決定等  
ア 契約審査委員の表示した意見のうち、2 名以上の意見が契約担当官等の意見(その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見)と同一であった場合は、契約担当官等は最低価格入札者を落札者とせず、次順位者が予定価格の範囲内である場合は、次順位者を落札者と決定する。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、「6 調査の実施」以降同様の手続きによるものとする。

【予決令第 88 条第 1 項、官房経理課長通知 3(8)7】

イ 契約担当官等は、契約審査委員の表示した意見のうち、2 名以上の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときには、次順位者を落札者とすることができる。

【予決令第 88 条第 2 項、官房経理課長通知 3(8)4】

ウ 契約担当官等は、次順位者を落札者と決定したときは、調査対象者に対して落札者としないう旨(作成例 13-1)の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨(作成例 13-2)の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨(作成例 13-3)を知らせるものとする。

【官房経理課長通知 3(8)ウ】

## 9 財務大臣及び会計検査院等への書面の提出

契約担当官等は、次順位者を落札者と決定したときは、遅滞なく当該競争に関する調査の結果及び自己の意見を記載した書面(作成例 8-1・8-2 低入札価格調査の実施概要)並びに契約審査委員の意見を記載した書面の写しを添付し、4 部を林野庁長官(分任契約担当官等に係るものは、森林管理局長を経由)へ提出するものとする。このうち、3 部については、農林水産大臣、財務大臣及び会計検査院長あてとする。(作成例 17)

【予決令第 90 条、官房経理課長通知 3(9)、管理課長通知第 2-4】

## 10 実効性の担保

(1) 調査対象者と契約した場合は、提出された誓約書に記載された事項について、監督職員等は遵守状況等を確認し、成績評定に適切に反映させるものとする。

なお、契約締結後において、誓約書の記載事項に虚偽が認められた場合、又は誓約書記載事項が遵守されない場合は、当該工事等に係る契約約款等に基づき契約解除をするとともに、「工事請負契約指名停止措置要領」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号)又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成 10 年 1 月 14 日付け 9 林野政第 890 号)に基づく、指名停止を行うことがある。

(2) 契約後、入札者が虚偽の調査資料もしくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は監督の結果内容と入札時の調査内容とが著しく乖離した場合は、当該工事の林野庁工事成績評定要領等に基づく成績評定に厳格に反映させるとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行う場合がある。

## 11 調査結果の報告

低入札価格調査を実施した後、上記 7 の(1)の措置を行った場合は、作成例 7 により以下の資料を添えて、森林管理局経理課(契約適正化専門官)へ報告するものとする。

- (1) 作成例 8 低入札価格調査の実施概要
- (2) 作成例 9 積算内訳対照表
- (3) 作成例 10 数値的判断基準調査表

## 12 調査結果の公表

低入札価格調査の対象となった入札については、当該工事及び当該調査等業務に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する書面に次のとおり記載するものとする。

- (1) 最低価格入札者を調査した結果、落札者とした場合  
最低価格入札者の摘要欄等に「低入札価格調査実施・落札」
- (2) 最低価格入札者を落札者とせずに、次順位者を調査した結果、落札者とした場合  
ア 最低価格入札者の摘要欄等に「低入札価格調査実施」



- イ 次順位者の摘要欄等に「低入札価格調査実施・落札」
- (3) 最低価格入札者を落札者とせずに、次順位者を調査せず落札者とした場合
  - ア 最低価格入札者の摘要欄等に「低入札価格調査実施」
  - イ 次順位者の摘要欄等に「落札」
- (4) 最低価格入札者を調査段階においてを無効とし、次順位者を調査せず落札者とした場合
  - ア 最低価格入札者の摘要欄等に「低入札価格調査実施・無効」
  - イ 次順位者の摘要欄等に「落札」
- (5) 調査結果の概要
  - ア 上記 6 の(4)、(5)の各項目に係る調査結果の概要
  - イ 上記 7 の(2)の契約担当官等の調査結果及び意見
  - ウ 上記 8 の(1)の契約審査委員の意見(作成例 16)

【官房経理課長通知 3(10)、管理課長通知第 2-5】

### 13 特別重点調査

低入札価格調査制度対象工事(1 億円以上)に係る特別重点調査の実施については、「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成 19 年 2 月 9 日付け 18 林政政第 631 号林野庁長官通知)及び「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」の実施について(平成 20 年 4 月 23 日付け 20 関経第 31 号局長通知)に基づき実施することとし、定めのない手続き等については、本マニュアルを準用することとする。

### 14 入札説明書等の低入札価格調査に関する記載事項

低入札価格調査の対象となる入札公告等においては、低入札価格調査に関する事項について、次の例により記載するものとする。

#### 【工事の場合の記載例】

##### ○調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事等の工期の延期は行わない。

なお、低入札価格調査の事情聴取等については、別途通知する。

また、別途通知を行った場合、提出期限までに、記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、関東森林管理局競争契約入札心得に定める入札に関する条件に違反したとして、その入札を無効とする。

- (2) 低入札価格調査を受けた契約相手方が関東森林管理局管内で前々年度の 4 月 1 日から前年度の 3 月 31 日までの 2 年間に完成した工事に関して、65 点未満の工事成績評定点を通知された企業は、建設業法の定めにより配置する技術者とは別に上記 4 の(5)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を専任で 1 名現場に配置することとする。

#### 【調査等業務の場合の記載例】

##### ○調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事等の工期の延期は行わない。

なお、低入札価格調査の事情聴取等については、別途通知する。

また、別途通知を行った場合、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、関東森林管理局競争契約入札心得に定める入札に関する条件に違反したとして、その入札を無効とする。

- (2) 入札者が虚偽の資料を提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合又は監督の結果内容と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該業務の成績に厳格に反映するとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

#### ○低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る価格により契約を締結した業務の履行にあたり、受注者は、次の(1)から(5)までについて実施しなければならないものとする。

なお、(3)及び(5)については、開札後速やかに実施の可否について確認を行うものとし、落札決定前に実施が困難と判明した場合は、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

- (1) 業務成績の内容等について、受注者の照査を実施した後に、第三者による照査を、受注者の負担において実施すること。また、受注者は、照査結果の報告時に第三者の照査者の同席を求めるものとする。
- (2) 現地調査等の屋外で行う業務の実施に際しては、配置された管理技術者が現場に常駐すること。
- (3) 配置予定技術者とは別に、次に掲げるすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、その旨が確認できる書面として、当該業務の「増員担当技術者の経歴等」(別紙様式5)及び「増員担当技術者の過去4年間の同種業務の実績一覧」(別紙様式6)並びに配置要諦管理技術者が保有するすべての資格証等の写しを提出すること。
  - ア 管理技術者として従事した同種業務の件数について、配置予定技術者の有する従事件数以上の従事件数を有している者
  - イ 配置予定管理技術者が保有しているすべての資格を有している者なお、増員する担当技術者は、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に登録すること。
- (4) 業務実施上、必要となるすべての打ち合わせに管理技術者と(3)により増員配置した担当技術者を出席させること。
- (5) 当該業務の実施における不備により、発注者に損害を与えた場合は、受注者の責任において損害補填する旨を記載した受注者の代表者の直筆署名による品質証明書(別紙様式7)を提出すること。また、損害補填の期間は、本業務にかかる工事が完成するまでとする。
- (6) 別紙様式5から7については、〇〇森林管理署長が指定した日までに入札公告3の(2)のイに提出すること。
- (7) 当該業務契約締結後、履行中に、上記(1)から(4)について履行しなかったことを確認した場合は、指名停止とし業務成績評価において減点とする。

#### 【特別重点調査の適用工事の記載例】

調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回った価格による入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

なお、低入札価格調査の事情聴取等については、別途通知する。

また、別途通知を行った場合、提出期限までに、記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、関東森林管理局署等競争契約入札心得に定める入札に関する条件に違反したとしてその入札を無効とする。

(特別重点調査)

- (2) 上記(1)の候補者の入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費については30%のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

特別重点調査は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、説明資料の提出を求め、事情聴取を行うものとする。

ア 提出を求める資料等

- (ア) 当該価格で入札した理由（様式1）
- (イ) 積算内訳書（様式2-1～様式3）
- (ロ) 下請予定業者一覧表（様式4）
- (ハ) 配置予定技術者名簿（様式5）
- (ニ) 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- (ホ) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- (ヘ) 手持ち資材の状況（様式8-1）
- (セ) 資材購入予定先一覧表（様式8-2）
- (シ) 手持ち機械の状況（様式9-1）
- (ス) 機械リース元一覧（様式9-2）
- (ソ) 労務者の確保計画（様式10-1）
- (ジ) 工種別労務者配置計画（様式10-2）
- (ダ) 建設副産物の搬出地（様式11）
- (デ) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- (ト) 品質確保体制（品質管理のための人員体制、品質管理計画書、出来高管理計画書）（様式13-1～様式13-3）
- (チ) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等、点検計画、仮設設置計画、交通誘導員設置計画）（様式14-1～様式14-4）
- (リ) 施工体制台帳（様式16）
- (ニ) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）
- (ヒ) 過去に受けた低入札価格調査対象工事（様式18）
- (フ) 誓約書（様式19）
- (ク) 財務諸表
- (ニ) その他添付資料

イ 説明資料の提出期限は、特別重点調査を行う旨通知を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。また、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、関東森林管理局署等競争契約入札心得に定める入札に関する条件に違反したとしてその入札を無効とする。

ウ 特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について平行して調査を行うことがある。

- エ 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該工事の成績評定にて厳格に反映するとともに、過去に同様の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
  - オ 特別重点調査の結果、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行うものとする。
  - カ 特別重点調査の結果については関東森林管理局ホームページで公表するものとする。また、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報をホームページで公表するものとする。
  - キ 特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、施工体制台帳提出時及び施工計画書提出時にヒアリングを実施する等、監督体制を強化するものとする。
  - ク 特別重点調査の審査・評価に関する追加資料及び提出、並びに特別重点調査の審査・評価に係るヒアリングに要する費用は、入札者の負担とする。
- (3) 低入札価格調査を受けた契約相手方が関東森林管理局管内で前々年度の4月1日から前年度の3月31日までの2年間に完成した工事に関して、65点未満の工事成績評定点を通知された企業は、建設業法の定めにより配置する技術者とは別に上記4の(5)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

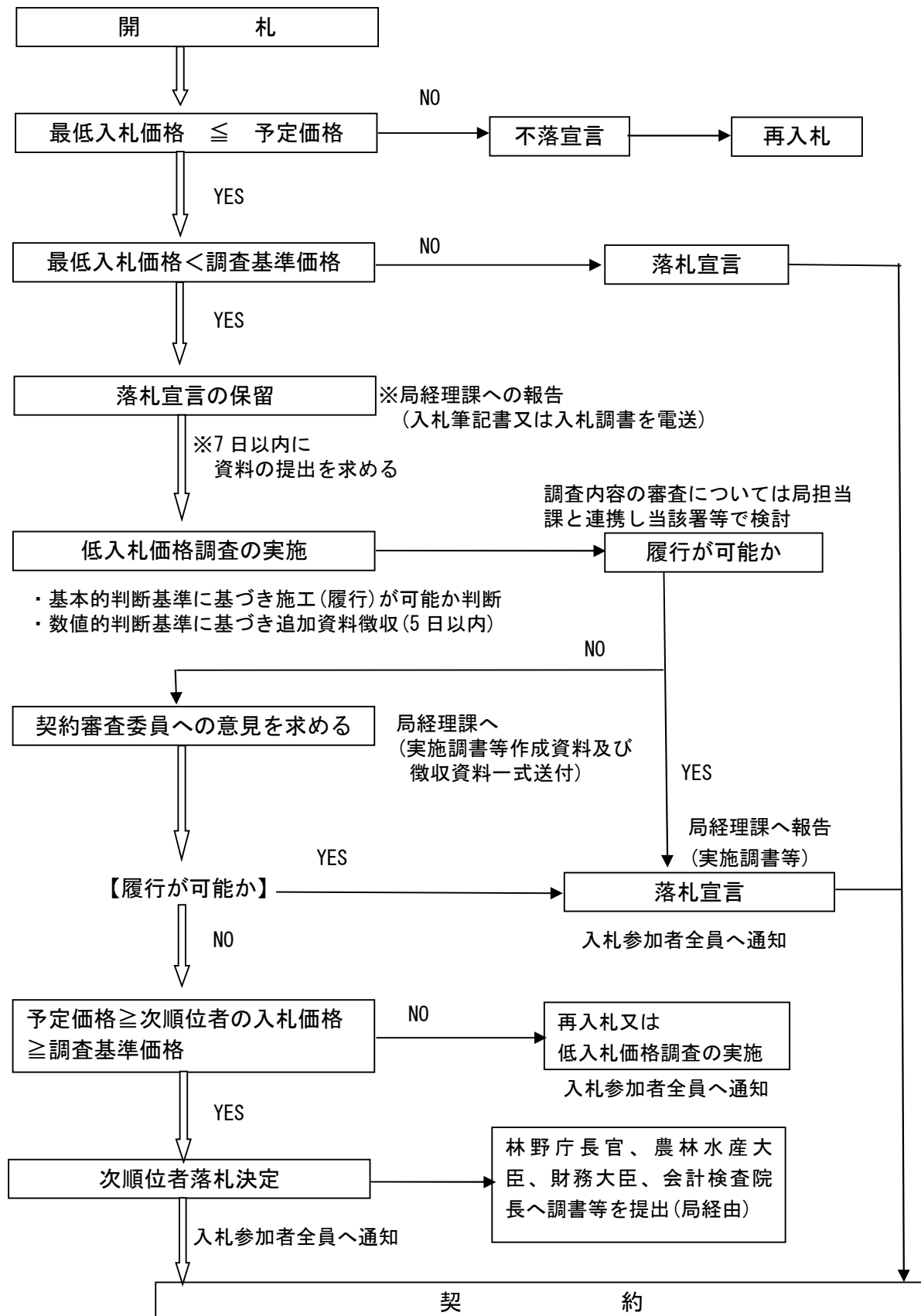
#### 低入札価格調査の方法及び落札者の決定方法

低入札価格調査の方法及び落札者の決定方法については、当該入札説明書によるほか「関東森林管理局低入札価格調査マニュアル」によるものとする。

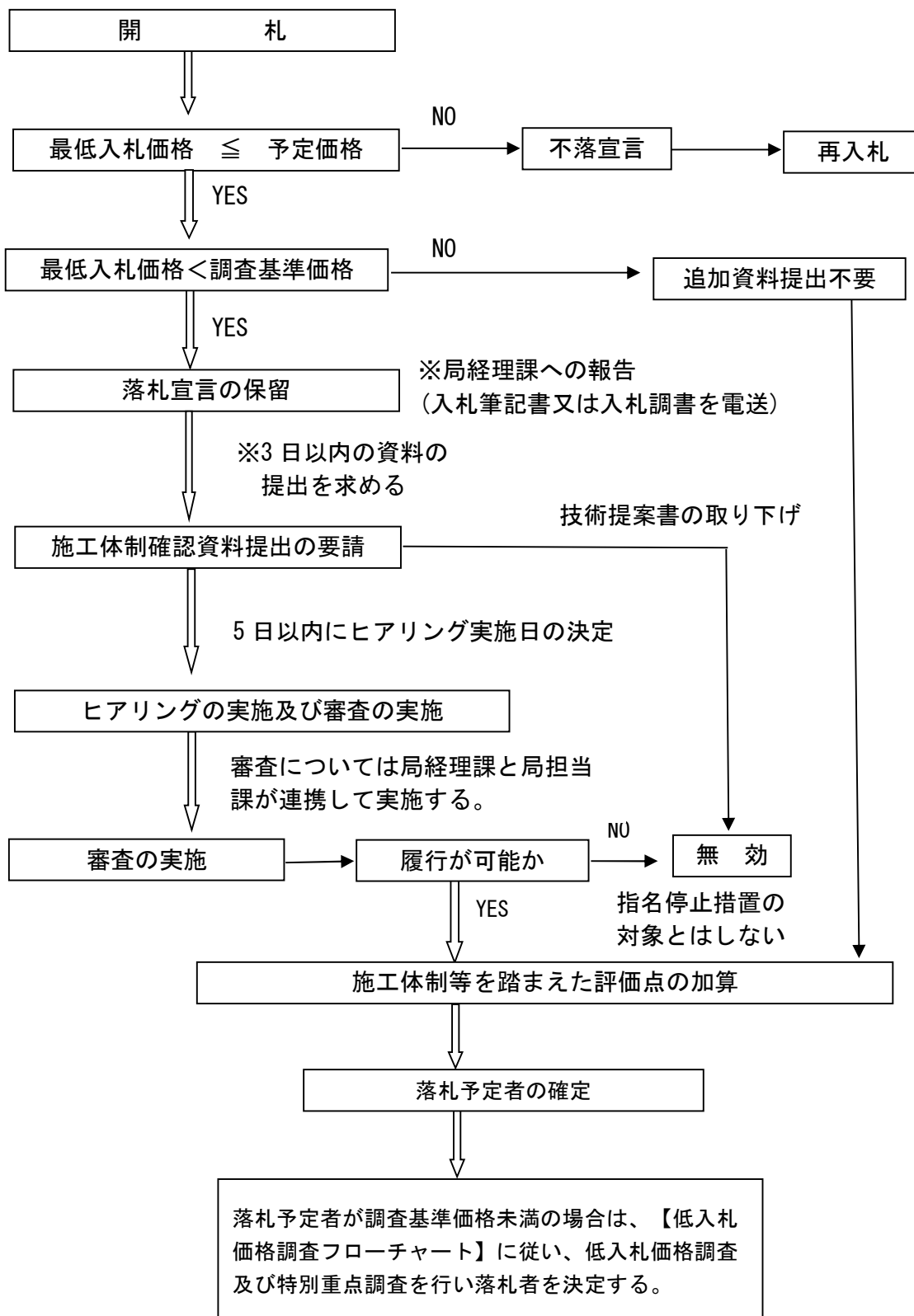
#### 15 その他

低入札価格調査の実施にあたり、本マニュアルに定めのない事項については、会計法、予決算のほか入札に係る諸規定によることとする。

【低入札価格調査フローチャート】

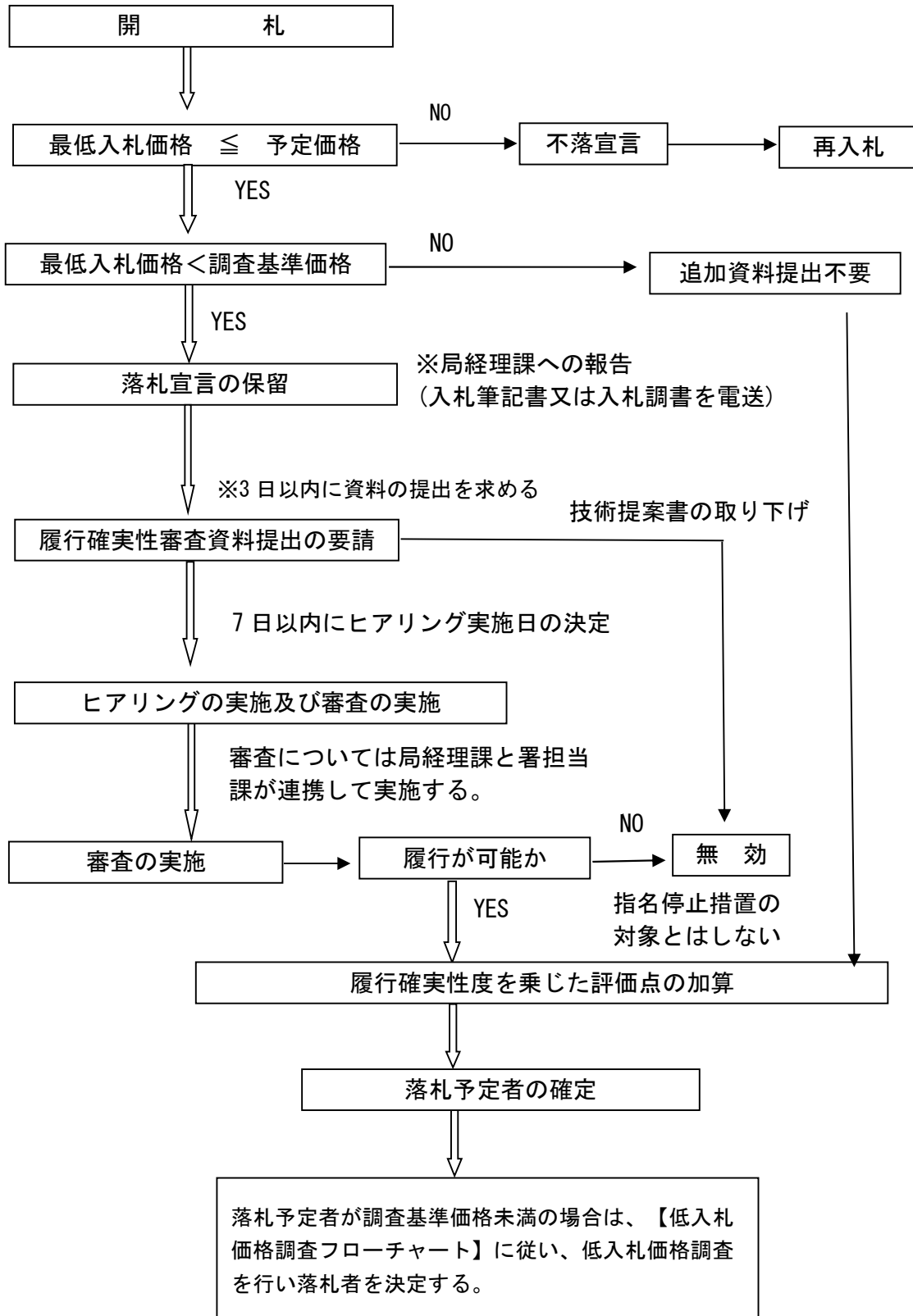


【施工体制確認型落札予定者の確定フローチャート】



【調査等業務の落札予定者の確定フローチャート】

(履行確実性を評価する場合)



### 【調査等業務の落札者決定フローチャート】

(品質確保基準価格による場合)

